

◇特定区域下水道使用料（1か月につき）

令和元年10月1日改定

用途	基本使用料	従量使用料	
		水量	金額（1 m ³ につき）
家事用	655.6円	10m ³ までのもの	8.8円
		10m ³ を超え25m ³ までのもの	127.6円
		25m ³ を超え50m ³ までのもの	139.7円
		50m ³ を超えるもの	145.2円
事業用	0円	1 m ³ につき	99.0円

- 事業用の使用料に限り、1か月の額が3,300円に満たない場合は、3,300円とする。

※上記料金表の金額は、消費税（10%）込みです。